

神戸大学 高等教育推進機構紀要 編集及び刊行要項

(平成 27 年 7 月 2 日制定)

(最終改正 令和 8 年 7 月 15 日)

(目的)

第 1 条 神戸大学高等教育推進機構(以下「機構」という。)は、高等教育に関する実践的・学術的研究を促進することにより、神戸大学の教育および学修の質向上を図り、教育改革に資することを目的として紀要を刊行する。

(名称)

第 2 条 機構が刊行する紀要の名称は、「大学教育研究」とする。

2 「大学教育研究」の英文名は、Kobe Journal of Higher Education とする。

(刊行期日)

第 3 条 「大学教育研究」は、原則として年 1 回刊行する。

2 「大学教育研究」の刊行期日は、原則として毎年 3 月末日とする。

(刊行経費)

第 4 条 「大学教育研究」の刊行に関する経費は、機構の予算をもってこれに充てる。

(刊行事務)

第 5 条 「大学教育研究」の編集並びに刊行事務は、神戸大学高等教育推進機構編集委員会(以下「編集委員会」という)を設けて行う。

(編集委員会)

第 6 条 編集委員会は、機構長、副機構長、教育質向上推進部教員をもって組織する。

2 編集委員会委員長は、機構長をもって充てる。

(事務所)

第 7 条 編集委員会の事務所は、機構内(〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2 番 1 号)に置く。

(投稿原稿)

第 8 条 投稿は未発表のものに限る。また、二重投稿は受理しない。

第 9 条 「大学教育研究」に原稿を投稿できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 神戸大学専任教員

(2) その他、編集委員会が認めた者

第 10 条 「大学教育研究」に掲載される原稿は、編集委員会が選んだ査読者 2 人の査読をもとに編集委員会で掲載の可否を決定する。

(原稿の執筆要領)

第 11 条 「大学教育研究」に掲載される原稿の投稿要領は、別に定める。

(配付先)

第 12 条 「大学教育研究」の配付先は、別に定める。

(雑則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、紀要の編集及び刊行に必要な事項は、編集委員会が定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 7 月 2 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 4 年 9 月 1 日から実施し、改正後の第 6 条第 2 項の規定は、平成 29 年 10 月 5 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 8 年 7 月 15 日から実施する。